



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047(752)0453 植田 進 ☎047(487)9754
伊原 忠 ☎047(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>
共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp



第335号

2017年9月18日

発行

日本共産党
八千代市議会議員団

八千代市大和田新田
312-5

年金受給者にマイナンバーの記入求める

年金受給者の方から、日本年金機構から「マイナンバーの記入が義務付けられているようだが記入したくない、どうすればいいの」との問い合わせが党市議団に寄せられました。

これは年金受給者が所得税の扶養控除を受けるために行う「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に、マイナンバーの記入欄を設け、さらに「番号の記入がない場合、確認のため申出書をお返しします」との注意書きを記載したものです。「申告書」が届いた受給者から不安や戸惑いの声が広がっています。また、問い合わせた年金事務所によって説明がバラバラで混乱をもたらしています。

マイナンバー記載しなくても受理言明

この問題で全日本年金者組合と全国商工団体連合会は、日本共産党の国会議員とともに13日、日本年金機構などに是正を求めました。年金機構は、注意書きが誤解を生む表現だと認め「マイナンバーが記載されていないものも受理します」「記入がない場合でも不利益はない」と言明しました。国税庁と厚生労働省も「受け取らないことはありません」とのべました。

参加者は周知するために「マイナンバーを書かなくても申告書を受理すること」を年金機構のホームページなどに掲載することを求めました。

年金機構のホームページにも掲載

日本年金機構は14日、ホームページに「個人番号を記載していただけなかった場合でも、個人番号の記載がないことのみをもって、当該申告書を受理しないということはありません。また、この場合であっても提出された申告書の内容に従った源泉徴収計算を行います」と掲載しました。年金機構ホームページの「年金Q&A(扶養親族等申告書)」に掲載されています。

また、年金機構は14日、全国の事務所あてに「個人番号の記載がないことを理由に受付を拒否することのないよう」通知しました。

日本年金機構
Japan Pension Service

検索

読み上げるには

▶ 日本年金機構について ▶ アニュアルレポート

加入している方 から加入する方	年金を受給している方 これから請求する方	事業主の方	年金Q&A	申請・届出様式	全国の相談
--------------------	-------------------------	-------	-------	---------	-------

年金Q&A > 年金受給者の各種届出 > 老齢年金を受けている方の届出 > 年金Q&A (扶養親族等申告書) >
申告書を、個人番号(マイナンバー)を記載しないで提出した場合はどうなるのですか。

手続きを調べる

になった方
ご加入している(する)方
主の方
を請求する方
受給者の方
ご居住する方

Q. 扶養親族等申告書を、個人番号(マイナンバー)を記載しないで提出した場合はどうなるのですか。

180010-642-170-514 更新日: 2017年9月14日 印刷する

A お答えします

日本年金機構のホームページ